

金沢市ラッピングバスガイドライン

平成25年4月1日

金沢市

1．本ガイドラインの目的・趣旨

本ガイドラインは、金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則第 11 条関係別表第 4 で定める移動広告物のうち「路線バスの車体の大部分に印刷したフィルムを貼り付ける方法により表示する屋外広告物（以下ラッピング広告という。）」について、金沢らしいラッピング広告のあり方を示すため策定するものである。

一般的に、公共交通機関である路線バスは、日常的に公共空間を移動するものであり、いわば移動景観として、市民や観光客の目に無条件に飛び込んでくる特性を有している。

そのため、広告主、バス事業者およびラッピング広告の製作に関わる者は、道路交通上の安全性や、公共交通機関の性格に照らした情報内容への配慮と併せて、金沢市の良好な景観の形成に特に配慮することが求められる。

また、金沢らしいラッピング広告を掲出するにあたっては、様々な要素が関連し、専門的な観点から審査を行う必要があることから、許可申請に先立ち、金沢市屋外広告物審査会でデザイン審査を受けることとする。

デザイン審査の趣旨は、本ガイドラインが示す事項を形式的に満足するかどうかではなく、金沢らしいラッピング広告としての機能を有しているかを審査するものである。

2．ラッピングバスの定義

このガイドラインにおけるラッピングバスとは、ラッピング広告を掲出するため、車体全体をシートで覆い、広告媒体として表示されるものを言う。屋根面については側面から 20 cm 程度シートを巻き返すものとする。

（図 1 のとおりとする。）

3．ラッピングバスの走行台数の上限について

ラッピングバスは、走行台数が無制限に増えると、都市の景観に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、市内を走行する路線バスの走行台数の概ね 10% 程度を上限とする。

4．走行禁止区域について

走行禁止区域は設定しない。

5. ラッピングバスの規格

路線バスとしての認識性を高め、また金沢らしさを発信するためにラッピングバスの統一の規格を設ける。ラッピング広告を掲出する場合には、この規格に則りデザインを作成するものとする。

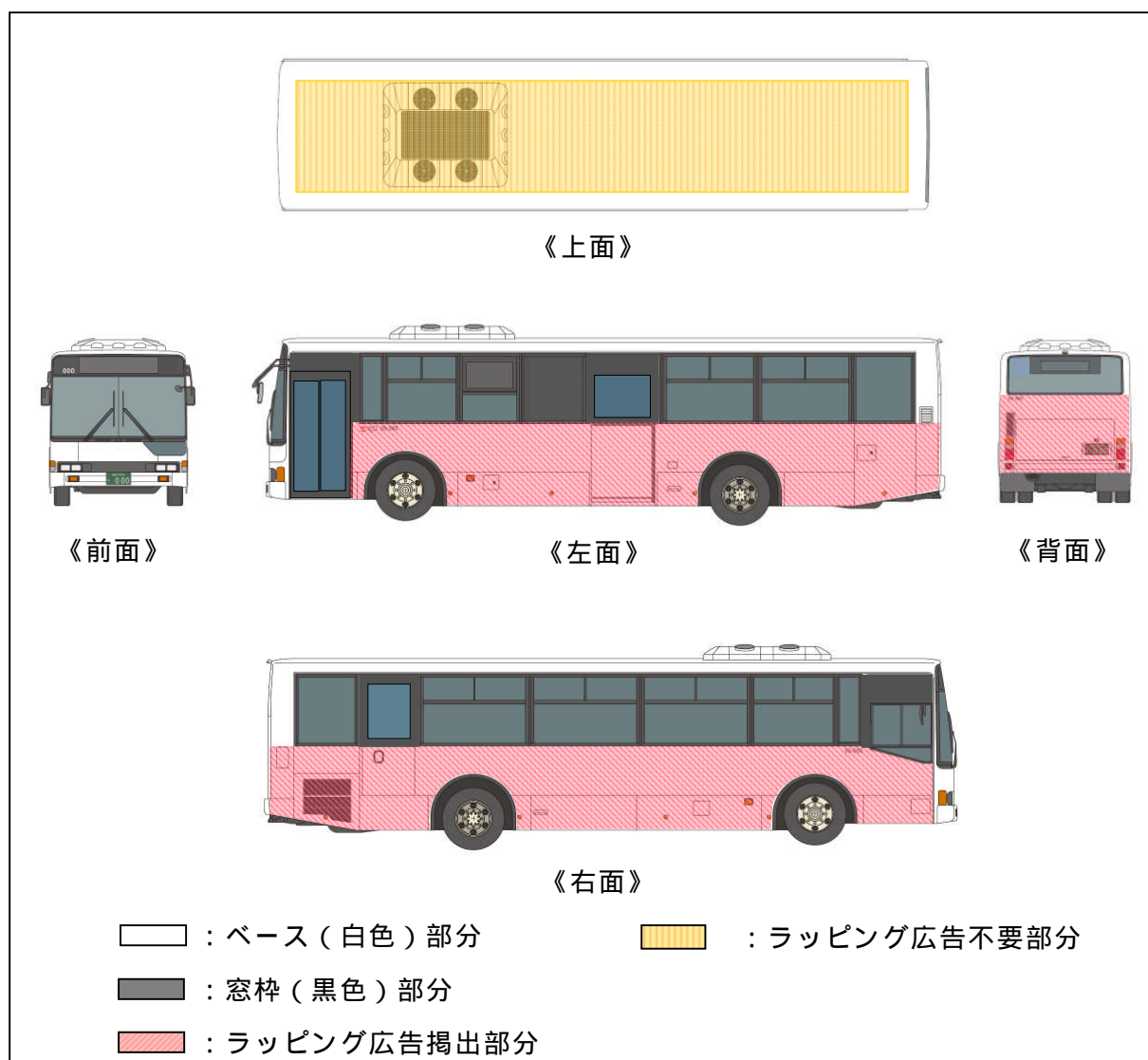
(1) 車体のベース色は白とする。

ベースとなる白は住友3M Scotchcal Graphic Film
品番：IJ180-CV3-10 と同等品とする。

(2) 窓枠等は黒とする。(図1のとおり)

(3) ラッピング広告掲出部分は窓枠から下の部分とする。(図1のとおり)

【図1】



6. ラッピング広告のデザインについて

意匠や色彩については屋外広告物審査会で審査がなされるが、次の事項について留意すること。

キャラクター、写真の使用は1種類までとする。
文字情報は過多、過密とならないよう必要最少限の情報にとどめる。

7. 広告内容

(1) 広告内容

企業イメージの向上を目的とするものを原則とする。特に、次の事項については、ラッピング広告として用いることのないよう留意すること。

人権侵害、差別、名誉毀損に当たるもの
違法又は反社会的な業務及び商品に関するもの
政治的意見発表や論争となるもの
布教を目的とするもの
青少年の健全育成の観点から好ましくない業態及び商品
性や暴力を意識させるもの
身体の一部を殊更に強調し、生理的不快感を与えるもの
容易に市民の理解が得られないもの

8. 道路交通の安全性への配慮

(1) 周囲の車両の運転者の誤認を招くようなラッピング広告としないこと。

光、蛍光、反射効果を有する材料は使用しない。

自動車の方向指示器や制動灯と紛らわしいものは使用しない。

(2) 周囲の車両の運転者の注意力が散漫となるラッピング広告としないこと。

ストーリー性のあるデザインや、映像表示となっているものは使用しない。

9 . その他

- (1) ラッピングバス 1 台に対して、複数の広告主がラッピング広告を表示しないこと。
- (2) ラッピングバスの台数は、 1 広告主あたり 1 台を原則とする。
- (3) 本ガイドラインにおけるラッピングバスは、原則として金沢市内に車庫を有し、主に市内を走行する路線バスに適用し、金沢市外を先とする高速バス等には適用しない。